



# 利益相反管理方針

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)では利益相反管理の対象とする取引等、利益相反管理体制、及び利益相反の管理方法を定めるための利益相反管理方針(以下「本方針」といいます。)を策定・公表し、利益相反を管理することとしています。

## I. 利益相反管理の対象とする取引等

- A. 本方針において管理対象とする利益相反取引等とは、当社又は当社のグループ会社(以下「当社等」といいます。)が行う取引その他の行為によってお客様の利益が不当に損なわれるおそれのあるもの(以下「利益相反取引等」といいます。)を指すものとし、個別の取引その他の行為が利益相反取引等に該当するかどうかは、当社の利益相反管理統括責任者(下記II.「利益相反管理体制」A参照)がお客様の利益が損なわれるおそれの程度等諸般の事情を勘案し、当該取引の実態に即して判断するものとします。
- B. 利益相反取引等に該当する取引その他の行為の主な具体例としては以下のようなものが考えられます。ただしこれらは利益相反取引等のすべてを網羅しているものでもなく、また個別の事案によっては利益相反とならないもの、禁止されるべきでないものも含まれています。
1. お客様の取引情報を利用して当社等の役職員が自己又は第三者の利益のために取引すること
  2. お客様の利益を害することとなる競合取引を当社等の役職員が自己又は第三者のために行うこと
  3. お客様の利益を害することとなる不必要又は通常の見積りの条件と異なる条件の取引を行うこと
  4. お客様の運用資産の取引発注において最もお客様の利益に資すると判断される条件によらないこと
  5. お客様の運用資産と他のお客様の運用資産との間の取引を行うこと
  6. お客様の運用資産と当社等又はその役職員の資産との間の取引を行うこと
  7. お客様の運用資産に当社等の発行する有価証券を組み入れること
  8. お客様以外の他人から拘束を受けてお客様の運用資産を運用すること
  9. お客様の運用資産に係る情報を守秘義務に違反して共有すること
  10. お客様の利益を害することとなる運用商品の提供(適合性原則違反等)

## II. 利益相反管理体制

- A. 当社は、利益相反取引等の管理を行うに当たり、各業務執行部門からの独立性を有する利益相反管理統括責任者及び利益相反管理統括部署を設置するものとします。当社の利益相反管理統括責任者はチーフ・コンプライアンス・オフィサーとし、利益相反の可能性のある取引等の特定及び利益相反の管理に関する管理体制を統括します。利益相反管理統括部署はコンプライアンス部とし、利益相反管理統括責任者の指揮のもと、利益相反の可能性のある取引等の特定及び利益相反の管理を行います。
- B. 利益相反に関する問題が生じた場合、利益相反管理統括責任者は原則として月次で開催される当社のビジネス・リスク管理委員会に報告を行い、委員会は当該問題が解決されるまで継続してフォロー・アップします。委員会

の協議内容は委員会の各メンバー(代表取締役社長、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを含む)に直ちに報告され、問題の内容がエスカレートされます。ビジネス・リスク管理委員会は四半期に一度、その議事内容をレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社取締役会に対して報告します。

- C. 当社では利益相反の管理を含めた内部管理体制状況をチェックするため、四半期に一度当社の各業務部門によりリスク・コントロール・セルフ・アセスメント(RCSA)と呼ばれる自主点検が行われており、各業務部門が提出したRCSAに係るマトリックス、テスト・プラン及びテスト・エビデンスに基づきコンプライアンス部は各業務部門とレビュー・ミーティングを行って自主点検の結果とその内容をビジネス・リスク管理委員会に報告します。利益相反に関する問題等を含む各業務部門の内部管理上の問題点はRCSAに係るマトリックスに記載され、当該問題点の改善策と再発防止策の確実な実施が1年間にわたってフォロー・アップされます。コンプライアンス部はこれら自主点検の結果を含め四半期に一度独自のコンプライアンス・モニタリングを実施し、その結果をビジネス・リスク管理委員会に報告しています。
- D. 当社の内部監査は、グループ内の内部監査部門によって、法令遵守態勢、運用、管理、財務等の各業務、危機管理、情報管理、業務委託先管理等の点検が定期的に行われます。内部監査の結果はコンプライアンス部によってビジネス・リスク管理委員会に報告され、問題点が指摘された場合は解決に至るまでフォロー・アップされることとなっています。

### III. 利益相反の管理方法

当社は上記 I.記載の利益相反取引等に該当すると思われる取引その他の行為の特性に応じ、下記の方法により利益相反を管理することとしています。

- A. まず上記 I. 「利益相反管理の対象とする取引等」の B. 1 及び 2.記載の、当社の役職員によるお客様の取引情報を利用した個人口座取引、又はお客様の利益を害する競合取引の防止に関して、当社は「個人口座取引に関する方針」を定め、全従業員にすべての対象有価証券の個人口座取引についてコンプライアンス部の事前承認を受けることを義務づけると共に、各従業員が事前承認申請に際し、当該取引が当社の運用する、投資信託を含むすべての顧客口座と利益相反が生じないこと、職務上の地位を利用し又は職務上知り得た重要情報に基づく取引でないこと、フロントランニング等顧客の利益に優先して行う取引でないこと、法令等又は当社の方針に反するものでないこと、等を誓約することを求めています。
- B. また上記 I. の B. 3 及び 4 記載の運用に伴う利益相反取引等に該当するもの(不必要な取引、通常と条件の異なる取引、最良執行に反する取引等)に関して、当社トレーディング部は最低年 2 回、運用資産の状況、執行状況、格付け等に基づき選定した各ブローカー(カウンター・パーティ)の、運用サービス、執行能力、受渡能力等を基準とする社内投票評価ウェイトに基づくシェア目標を、当社の東京運用委員会(運用本部が月 1 回開催する、運用実績等運用に係る事項を協議するための委員会)に提出してその承認を得ることとなっており、特定のブローカーに偏った発注ができないこととなっています。東京運用委員会は四半期に一度、その議事内容をレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社取締役会に対して報告しています。
- C. また、上記 I. の B. 5 及び 6 記載の運用財産相互間取引、自己取引等に関して、各顧客口座の投資ガイドラインでそのような取引が禁止されているほか、当社コンプライアンス部では日次で同一銘柄の同日反対売買をモニターしています。
- D. また、上記 I. の B. 7 及び 8 記載の当社等発行の有価証券の組入れ、他人の拘束による運用に関して、当社等では当社等が発行する有価証券の顧客口座組入れが原則として禁止されているほか、すべての顧客口座の運用につき詳細な投資ガイドラインに沿った運用が行われ、ガイドライン違反の有無がモニターされているため、ガイドラインに違反する有価証券の組入れ、他人の拘束を受けた運用等の問題が起き難くなっています。
- E. その他上記 I. の B. 9 記載の情報共有に関しては秘密保持の観点から、お客様の運用資産に係る非公開情報は法令等で認められる場合を除き開示しない体制をとっており、上記 I. の B. 10 記載のお客様の利益を害することとなる運用商品の提供に関しては、商品委員会において全ての商品を検討・承認することでそのような商品が提供されることを防止する体制をとっています。

#### IV. 記録保存

利益相反管理統括部署は、本方針で定める利益相反のおそれのある取引の特定、管理のための措置等に関する記録を作成の日から5年間保存するものとします。

2020年8月1日現在